

注意事項等

- 1 本書は、特別徴取の（個人の市町村民税・道府県民税・住民税）を給与差引している又は特別徴取の給与支払報告書を提出した（退職・転職等）従業員等の住所変更のみの場合は、異動（退職・転職等）した場合は提出した用紙で提出してください。
- 2 機械読み取りを行う場合がありますので、本納付へ記入していただき、訂正する場合は二重線で抹消してください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印
6

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号

令和 年 月 日	市町村長	提出	所在地 〒	氏名	（特別徴収義務者） 給与支払義務者	個人番号又は法人番号 （右詰めでご記入ください）	課係氏 担当者 氏名 電話番号 内線	5年度 特別徴収番号 宛番号	6年度 特別徴収番号 宛番号	
フリガナ	新	姓	フリガナ	特別徴収税額 （年税額）	（ア） 特別徴収税額 （年税額）	（イ） 徴収済税額 例）11月10日納期限分の場合→10月分	（ウ） 未徴収税額 （ア）-（イ）	異動年月日 令和 年 月 日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 8. その他の 理由を右欄 へ記入	異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 （本人が納付）
氏名	元号	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	年 月 日	円	円	円	年 月 日			
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	円	円	円	年 月 日			
住所	住所	住所	住所	円	円	円	年 月 日			

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 （特別徴収義務者） 所在地 〒	フリガナ	特別徴収指定番号	課係氏 担当者 氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 （翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
フリガナ	フリガナ	法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	受給者番号	納書の要否 （新規の場合のみ記載）
			番号を記入 ① 必要 ② 不要	

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ① 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 ② 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 （（ウ）と同額）を 右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。
---	-----------------------------	---	-----------------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 ① 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 ② 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。 ③ 死亡による退職のため。	旧特別徴収処理額	5年度 月分以降の月割額は	6年度 月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
				1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村処理欄	A	B	C	D	E	F
	G	H	I	J	K	L